

# 税のタブーを考える

【連載】  
第2回 政治団体と税

——政治家に任せて良いのか

日本の財政は緊急事態！  
だが逼迫財政にもかかわらず「払うべき税」を優遇されている人たちがいる。  
それが税制を決定する政治家と政治団体であるとしたら——。  
我が国の税法第一人者による連載第二回は、政治家の課税問題について考える。

三木義一 (青山学院大学学長) 氏文  
Yoshihazu Miki

photo: 三木義一



税制はここ永田町で議論される。  
議員たちへの課税は真っ当なものだろうか。

## 政治活動費の使い道のせじ

この連載の第二回は、政治家とその政治活動  
に関する団体を取り上げてみたいと思います。  
政治家は、私たちの税金を決める非常に重要な  
役割を有し、自らを律して、税負担や税の支出  
について、公正で潔癖でなければならぬはず  
です。ところが、読者の皆さんがよくご存じの  
ように、政治家の不祥事が後を絶ちません。

昨年六月に東京都知事であった舛添要一氏が  
政務活動費で『クレヨンしんちゃん』の漫画な  
どを購入していたことが明らかになり、あまり  
のせこさに都民もあきれかえっていました。政  
務活動費を公正に使わずに、私的なものに流用  
している政治家が次々出てくるのは情けない話  
ですが、「政務活動費」という名称がまずかつ  
たかもしれませんね。略すと「セイカツビ」に

なるからです。だからつい生活のために使っ  
ちゃうでしょう。  
しかし、舛添さんを選んだのは都民の多数で  
すし、その前の猪瀬直樹さんや石原慎太郎さん  
もやはり都民の多数が選んでいるのですから、  
都民の多数の皆さんも少しは反省してもらわ  
ないと困ります。  
ところが、国レベルになると、そんな皮肉で

はすまない大問題が明らかになってきています。  
政治資金をせこく自分のために使うところか、  
国民の財産を不当に安くたたくところか、  
行ってたからです。最近話題になった森友学  
園問題がまさにその典型例です。相手のいいな  
りに八億円も安くしてあげるなんて、あり得な  
い話が、有力政治家が絡むと官僚も簡単に応じ  
てしまうようです。これでは、国民の反税意識  
がますます高まってしまいます。

た差額が所得です。一定額以上の所得があれば、  
所得税、住民税等がかかります。読者の大半は  
給与所得者だと思えますので、収入金額から必  
要経費の実額を引くのではなく、給与所得控除  
という法律で定められた額を引いて、所得金額  
を計算します。通常は会社が源泉徴収・年末調  
整をしてくれまますから、税金のことはあまりわ  
からないまま一年を過ごし、日本の税負担は高  
いと確信しているようです。

万円付与されるそうです<sup>注1</sup>。読んでいるうちに腹  
が立ってきましたでしょう。なんと総額は約一  
億円程度ということになります。しかも、個人  
の所得として課税されるのは、歳費の部分だけ  
で、これが給与所得にされています(年間収入  
が二〇〇万円を超えているので、確定申告義  
務があります)。  
明らかに、一般人よりも政治家が優遇され  
ています。まず、個人面で政治家の一勝です。

しかし、今回取り上げるのは、これらの問題  
ではありません。もっと不公平で、ダーティな  
問題があります。政治家たちが沈黙し、いつこ  
うに正そうとしない問題です。パナマ文書に日  
本の政治家の名前がなかったのも、日本の議員  
に世襲議員が多いのも、この問題が影響してい  
るのかもしれない。

では、政治家個人はどうでしょう。政治家の  
中には議員活動とは別に事業活動をしている人  
もいますが、ここでは議員活動だけをしている  
と想定しましょう。国会議員も地方議会議員も  
歳費を受け取ります。国会議員の歳費は「国会  
議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」(昭  
和二十二年四月三十日法律第八十号)第一条で  
「各議院の議長は二百七万円を、副議長は百  
五十八万四千円を、議員は百二十九万四千円を、  
それぞれ歳費月額として受ける」とされていま  
す。それに期末手当が加わりますので、議員の  
場合、年間約三二〇〇万円程度のようです。た  
だ、それに加えて非課税の文書通信交通滞在費  
一二〇〇万円、秘書も三名(この額が約二七〇  
〇万円)、さらに立法事務費も七八〇万円(会  
派支払い)加わるので、合計六八八〇万円程度  
になります。これで終わりではありません。な  
んと、政党交付金が、一人当たり、約四〇〇〇

(2) 民間企業と政党・政治団体  
次に団体の場合を考えてみましょう。民間企  
業として事業活動を行えば、当然、法人税の対  
象になります。事業に関連して得られる収益の  
すべてが課税対象になります。子会社に無利息  
で融資しても、通常の利息分があったものとし  
て課税対象となります。

え? 何かって? まあ、これから、政治家  
の課税問題を少しずつ解説していきますので、  
考えてみてください。私たちと政治家個人、そ  
して民間企業と政治団体の両面をいろいろ比較  
してみましょう。

一方、政党や政治団体はどうでしょう。  
まず、政党は本来政治的意図を持った人たち  
の集まりですから、法人格を有するべきか、い  
ろいろな議論があったのですが、政党交付金を  
受けるために、平成六(一九九四)年に一定の  
規模を持った政党には法人格を認めることにし  
ました(例えば、「衆議院議員又は参議院議員  
を五人以上有する団体」など)。「政党交付金の  
交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関  
する法律」(第三条)。

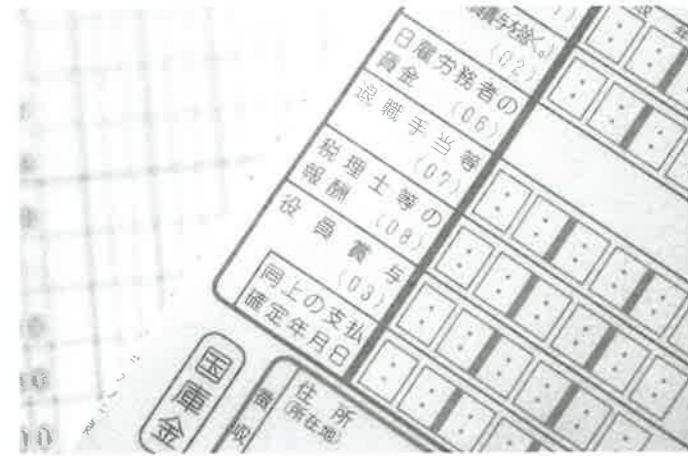
## 所得を得たら

(1) 私たち個人と政治家個人

まず、私たちが所得を得たら当然所得税の対  
象になります。収入金額から必要経費等を引い

なるからです。だからつい生活のために使っ  
ちゃうでしょう。





税の納付書。国庫を支えるための税。誰もかその能力に応じて負担すべきである。

国民の税金を受け取るために法人格をわざわざ取得したというのが、なんとも浅ましいですね。他方で、法人になるといふ決意をするなら、事業活動については税金をきちんと負担してもらいたいのですが、法人格を付与した法律の第二三条で、政党は「公益法人等」とみなされています。公益法人となると、その収益のすべてが法人税の対象になるのではなく、前号で紹介した宗教法人同様、原則として非課税で「収益事業」等だけが課税対象になります。

(原稿料と同額の) 寄附をしてもらうようにしたらどうなるでしょう。たぶん、寄附ではなく、実質は原稿料と認定されるでしょうね。法人からの寄附の形式をとつても、実質が個人からの寄附だと認定されるとやっかいです。中小企業の社長が会社の金を愛人に寄附するようになる場合です。税務調査をして、その通りであることがわかると、次のような課税問題が発生します。

まず会社から女性への直接寄附ではなく、社長が会社から報酬をもらっていることになりまから、ここで、社長に役員報酬分の所得税が課税されます。次に、会社は社長に報酬を払っているのですから源泉徴収をしなければなりません。その次に社長が個人として受け取った報酬を愛人に贈与しているので、さらに、女性に贈与税の納税義務が生じます。しかし、多額の寄附を受けた女性は贈与税の申告をしないまま、行方をくらまします。税務署はやむなく、贈与税の連帯納付義務(相続税法第三四条)を使って、社長個人に課税するかもしれません。そのため社長の特典関係人問題が家庭内で明らかにになり、家庭は大騒動。こんなストーリーをすぐ思い浮かべてしまいます。ですから、税金問題を知ってしまうと、清く正しく生きていくしかないのです。

いずれにせよ、一般の人が寄附を受けると税

そうすると、政党の収益事業の範囲が問題となります。政党が行う活動としては「パーティ開催事業」などが考えられますが、これらは「収益事業に該当しない」とするのが実務の扱いです。理論的にそうなのか、私は論争してみたい気がしますが、各地の選挙管理委員会の解説ではそうされています。また、出版事業(機関紙誌等の発行事業)なども通常は課税対象外とされています。

要するに、税金をもらうために法人になったけど、税金は払わない、ということですね。国民をリードすべき政党がこの有様です。まるで「税金は払いたくはないが、社会保障はちゃんとしろ」と言っている日本国民のようじゃないですか。

次に政治家が設立する政治団体は、通常法人格を持っていませんから、いわゆる「人格なき社団」となります。この社団は収益事業と退職年金業務しか法人税の対象となりません(法人税法第四条一項)。前述のように政治家個人は政治活動に関連して様々な収入を得ながら、課税対象となるのは歳費のみでしたが、政治団体についても、ゆるゆるでほとんど課税されない、ということのようです。

明らかに、民間企業より、政治団体が有利です。これで、団体面でも、政治側が勝利。二連勝です。

金問題が大変です。

他方で、政治家個人が寄附を受けた場合はどうなるのでしょうか。他人間の寄附ですから、まったく見返りを期待しない寄附というのは少ないのではないのでしょうか。ある政治家の脱税事件で、裁判所が次のように述べていますが、これはその通りかもしれません。

「一般に、政治家に対する政治献金は、政治家の地位及びその職務である政治活動を前提とし、献金者から政治活動に対する付託(それが抽象的、一般的なものである場合もあるし、相当具体的なものである場合もある)を伴って継続的に供与される性質のものであり、その中から政治活動のための費用(政治活動のために使用する事務所関係の費用、政党の政治活動費用を賄うための経常的に負担する党費、政治活動に関する交際費等)を支出することが予定されているのであるから、献金に係る金額全額が政治家の担税力を増大させるとはいえない。故に、このような政治献金に係る政治家の収入を必要経費の控除を全く認め余地のない贈与税の課税対象とすることは、一般的に納税者である政治家に極めて酷な課税をもたらすことになって、相当ではない。また、およそ政治家との間に相続関係を生ずる可能性があるとはいえない多数の者から継続的になされるような政治献金を相続税の補完税たる贈与税の課税対象とすることは

### 寄附をもらったら

(1) 私たち個人と政治家個人

私たちが、他人から寄附をもらったらどうなるでしょう? 通常赤の他人同士の間で寄附することはないと思われれます。若い女性がおじさんに「寄附」してもらうのは要注意ですよ。個人間の寄附というのは通常親族等の特殊な関係者の間で行われます。親族間の場合は見返りを期待しない純粋な寄附でしょうから、贈与ですね。この贈与を無制限に認めると相続税対策に利用されてしまいますから、年間一〇万円以上の贈与は贈与税の対象になっています。

次に、私たちが法人から寄附してもらったらどうなるのでしょうか。法人とは相続関係はあり得ませんよね。ですから、原則として贈与税の問題は生じません。では、非課税かというところではなく、所得税の対象になります。寄附をしてくれる法人と受け取る個人との関係で所得分類はいろいろ変わります。勤務している法人からだと、本当の寄附なのか疑わしいですね。何らかの法人への役務提供の対価の可能性が高く、その内容によって「給与所得」や「雑所得」になります。まったく、関係のない法人からの本当の寄附だとすると、偶発的に受け取った「一時所得」になります。一時所得の方が税負担は軽くなります。そこで、仮に私がこの原稿を無料ですぐと集英社さんと契約し、集英社さんに

甚しく不自然というべきである。したがって、右のような政治献金は、相続税法一条の二にいう『贈与』には該当しないと解するのが相当である」(東京地判平成八年三月二九日)

したがって、政治家の場合は、個人から受けようが、法人から受けようが、寄附は贈与税の対象になるのではなく、いずれも所得税の対象になり、実務的には雑所得です。雑所得だと、収入から必要経費を引いた差額がマイナスになっても、他の所得から相殺することはできません。昔は相殺できたのですが、昭和四〇年頃に政治家がこれを乱用し、政治資金の赤字申告を大量に行ったので、課税庁がまいってしまい、このような規制を入れたといわれています。

ここでも、明らかに政治家の方が一般人より有利です。政治家三連勝です。

### (2) 民間企業と政党・政治団体

個人ではなく、団体だどうなるのでしょうか。まず、民間企業を考えてみましょう。民間会社、個人や法人から寄附を受けたら、受け取った会社に受贈益が生じ、法人税の対象になります。

これに対して、政党は法人格がある場合でも収益事業だけが課税対象になり、寄附は収益事業には含まれないので、非課税です。私たちが法人格のない団体をつくって、そこ

に寄附すると、個人とみなされて相続税法の対象になることがあります(相続税法第六六条)。政治団体も同じですが、法人からの寄附収入は贈与税の対象からはずれているし(相続税法第二一条の三第一項一号)、個人からの政治目的の寄附も非課税になる公益目的の寄附(相続税法第二一条の三第一項第三号)と解されているので、結局、課税されることはなさそうです。団体面でも政治側の勝利、四連勝です。

### 寄附をした場合

寄附を受けるのではなく、支出した場合も考えておきましょう。読者の皆さんが、親族の援助などのための寄附をすると、皆さんの税金は減らないし、もらった方は贈与税の対象になります。法人に不動産などを寄附したら、法人には時価で法人税、寄附した人も時価で譲渡したことになります、大変なことになります。

では政治献金をした場合はどうなるのでしょうか。個人が政治献金をする、一定の手続きで所得控除、もしくは税額控除を適用できます。一般に税額を直接引くことのできる税額控除の方が有利になっています(法人の政治献金も通常の寄附金と同様に損金算入限度額まで損金算入できます)。もらった政治団体等は非課税であることは前述しました。

つまり、政治活動に関わる寄附というのは、ある。(中略)

一方、01年3月に届出のあった「新研究会」の収入は約6000万円。そのうち団体からの寄附によるものが9割を占め、そのほとんどが「国際政治経済研究会」からのものだった(5000万円)。

つまり、父の小淵元首相が「旧研究会」に預けていた「遺産」は、「国際政治経済研究会」を経由して、娘の「新研究会」に相続されたのだ。

もちろんその間、一切税金はかかっていない。つまり、親から娘へ5000万円が非課税で相続されたのだ。だが小淵元首相の死後、寄附した金額は約1億6000万円だったはずだ。となると残りの約1億円はどこいったのだろうか。

実は、翌年も同様の「相続」が行なわれており、「新研究会」に、「国際政治経済研究会」から2000万円、「恵友会」から5000万円が寄附されていたのだ。要するに、「旧研究会」の解散時に寄附された「国際政治経済研究会」への7000万円と「恵友会」への約9000万円は、2年かけて、それぞれ7000万円全額と、9000万円のうち5000万円が「新研究会」に寄附された計算になるのだ。

つまり、小淵優子は、政治団体を經由させ

もらった方は非課税だし、出した方も税金が減ることになります。みんながこぞって政治団体等に寄附したら、国家財政はどうなってしまうのでしょうか。それに、ある政治団体に寄附して、自分の税額を減らし、その後、その政治団体から自分の政治団体に寄附してもらったら、自分の税額だけ減らすこともできてしまいます。税務署が本気で調査してくれればいいのですが、やりたい放題かもしれません。

ここでも明らかに政治側の勝利。五連勝(げん進)中です。

### 事業を承継したら

書きながら、だんだんばからしくなってきましたが、こんなことで驚いてはいけません。事業承継の場合を考えてみましょう。皆さんが親の事業を承継しようとすると、多くの場合事業の高い株式評価のためにとうてい事業では払えない相続税負担が生じます。事業承継を巡る相続税の悲喜劇はいくらでもあります。ここでは省略しておきましょう。

問題は政治家の子供が親の政治家業を承継する場合です。親の政治団体を承継するとき、政治家業の承継ですから、その団体に属している資産が相続されるのですから、当然、相続税の対象になるはず。ところが、現実にはこれがまったく異なるのです。政治家の場合には政

て、父から1億2000万円を無税で相続したことになる。(上杉隆『世襲議員のからくり』文春新書、二〇〇九年)

上杉氏の指摘のように、議員の場合には政治団体を利用すれば、いとも簡単に相続税が回避できるようです。一般人には相続税が重くのしかかるが、政治家は政治事業を相続税負担なしに承継することで、他の候補者より有利になり、こうして、国民の税を預かる仕事が家業として承継されるという異常な社会・日本の姿がここに浮かび上がります。

明らかに、政治家が有利で完勝です。六連勝、全勝であります。

### どうすべきか、政治団体課税

パナマ文書に、日本の政治家が出てこない理由をおわかりいただけでしょうか。そう、政治家にとっては、日本がパナマより遥かに安全で確実な租税回避地なのです。アメリカの人がパナマより安全で様々な租税回避を用意している国内のデラウェア州に事業体をつくるのと同様に、日本の政治家は日本に政治団体をつくるのです。

我々の代表として税制を決定すべき政治家のこの有様をどう評価したら良いのでしょうか。実に不公正で、直ちに正すべき問題なのです

政治団体を利用すれば、いとも簡単に相続税が回避できるようです。週刊誌が安倍首相の政治団体承継を相続税脱税の疑いとして報道したことがありました(注4)。それは形式的には次のような手順で行われた「合法な」ものであり、脱税というよりも「立法的に認められた相続税回避手段」だったのではないかと思われま

この問題を我が国でいち早く紹介し、問題提起してきたのが、上杉隆氏です。非常にわかりやすく書かれているので、少し長く引用させてもらいましょう。

2000年5月に急逝した小淵元首相の資金団体は「未来産業研究会」という。TBSを辞めて父の秘書をしていた小淵優子が、同名の資金団体「未来産業研究会」の届出をしたのは、父の死から半年後の11月。同名でややこしいので以降は、新・旧で記す。

同月、「旧研究会」は、代表者を元首相秘書官の古川俊隆に代え、その日のうちに「解散」の届出をしている。解散時、「旧研究会」の残高は約2億6000万円、そのすべてを使い切っている。そのうち、寄附支出が約1億6000万円を占めている。寄附の内訳は、7000万円が「国際政治経済研究会」へ、残りの約9000万円が「恵友会」である。これらは、ともに、小淵元首相の政治団体で

が、税法を改正するのは議員たちです。自分たちに不利な改正をすることは原則としてありません。仮にマスコミに騒がれて改正しなければならなくなったとしても、こっそり抜け穴をつくって、そこに逃げ込みます。

何人も自己の審判官たり得ない。つまり、利害関係者が決定するのはおかしいのです。ですから、政治団体課税については、一度、政治家ではない学者たちの検討委員会で法案をつくらせ、それを議会が承認しなければならぬようにすべきではないでしょうか。

政治家も政治団体もすべて課税上の優遇措置を廃止し、課税する。この税の痛みを政治家自身が体験することを通じて、日本社会を良くしてもらいたい。そう思いませんか？

(注)

- 【高すぎる】国会議員の給料(歳費)を各国と比較 <https://matome.naver.jp/odai/213173964131468401> 二〇一七年三月七日アクセス
- 福島県選挙管理委員会事務局「政治団体の手引き」(平成二七年二月改訂)三六頁ほか参照
- 「政治家の寄付金還流と税優遇」東京新聞朝刊二〇一三年六月二四日
- 「本誌が追、詰めた安倍晋三首相「相続税3億円脱税」疑惑」週刊現代「二〇一七年九月二九日号」二六、三〇頁

みきよしかず 青山学院大学学長。一九五〇年、東京都生まれ。橋本大学大学院法学研究科修士課程修了。法学博士、弁護士、民間税制調査会メンバー。著書に『日本の税金新版』『日本の納税者』(共に岩波新書)、『よくわかる税法人門』(有斐閣)、『給与明細は謎だらけ』(光文社新書)のほか、『税つてなに?』(シリーズ(監修、かもがわ出版)など多数。